

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第7号

### 大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「及び第9条」を「、第9条及び第12条」に改める。

第5条第1号中「及び第23条第1項」を「、第15条及び第27条第1項」に改める。

第33条を第37条とし、第25条から第32条までを4条ずつ繰り下げる。

第24条中「第26条」を「第30条」に、「第24条」を「第28条」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項中「並びに」を「、」に改め、「第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）」の次に「並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のキ、ク及びケに掲げる額を減額した額」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 840円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
42円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

第23条第1項第2号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 600円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
30円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

第23条第1項第3号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 240円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
12円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

第23条第3項中「及び被保険者均等割額(」を「、被保険者均等割額(」に改め、「)に限る。以下この項において同じ。)」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額(当該出産被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項の規定により当該18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)に限る。以下この項において同じ。)」を加え、「及び被保険者均等割額から」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から」に、「及び被保険者均等割額を」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1号中「第16条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とし、第20条を第24条とし、第16条から第19条までを4条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第23条」を「第27条」に、「本条」を「この条」に改め、同条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条中「第16条、第20条及び第21条」を「第20条、第24条及び第25条」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について1,200円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者(18歳以上被保険者に限る。)1人について60円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

附則第2項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附則第3項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第4項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第6項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第7項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第8項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第9項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第10項中「及び第23条第1項の」を「、第12条及び第27条第1項の」に、「第23条第1項に」を「第27条第1項に」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第11項中「及び第23条第1項の」を「、第12条及び第27条第1項の」に、「第23条第1項に」を「第27条第1項に」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第12項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

附則第13項中「及び第23条第1項」を「、第12条及び第27条第1項」に、「、第23条第1項」を「、第27条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例による。